ニッセイプラス少額短期保険(株)からのご案内

中国ろうきんの住宅ローンご契約者の方 全員に

トラブル時の 中国ろうきんから

*期間は入居予定日から6か月。7か月目以降は希望者のみ有料継続できます。 継続手続されない場合は自動的に終了となります。詳しくは裏面をご覧ください。



スマホで 分

住宅ローン契約の際にお手続きください。

「近隣トラブル弁護士保険」なら、様々なトラブルが補償対象に!

※保険金の支払には所定の条件があります。重要事項説明書・約款をご確認ください。

騒音・振動

迷惑駐車

ゴミ捨て











ペットの飼育

いじめ・いやがらせ

ストーカー被害

重要事項説明書

https://www.nissay-plus.co.jp/assets/important_009.pdf







約款

https://www.nissay-plus.co.jp/assets/agreement_008.pdf

「近隣トラブル弁護士保険」の補償内容

トラブルが起きた場合、弁護士に相談できる「法律相談」をご利用いただけます。 「法律相談」で解決しない場合、代理交渉等の弁護士費用の90%をお支払いします。

四 法律相談



解決しない場

内容証明送付



邳 弁護士費用



万円まで(弁護士費用の 90% をお支払)

弁護士相談・弁護士利用の流れ

トラブル発生後、弁護士相談・弁護士利用の前に、保険金請求専用コールセンターに連絡してください。 (注)ニッセイプラス少額短期保険㈱の事前同意なく、弁護士相談・弁護士利用された場合は保険金の支払対象となりません。

トラブル発生

保険金請求専用コールセンター

弁護士相談









よくあるご質問

Q. 家族が近隣トラブルに巻き込まれた場合でも利用できますか。

はい。保険をご利用できる方(被保険者)は、ご本人と、同居の配偶者・子・親族です。別居の子は含まれません。

Q. 近隣トラブル以外での弁護士相談等でも補償対象となりますか。

対象となりません。対象となる近隣トラブルは、約款をご覧ください。

Q. 加入前や入居前から起きているトラブルでも保険を利用できますか。

利用できません。保険期間開始後に生じたトラブルを原因とした弁護士相談・弁護士利用が補償対象となります。

Q. 継続手続きを行わず、解約となってしまった後に、再度加入することはできますか。

再度ご加入いただくことはできません。

Q. 契約者が単身赴任で1人のみ転居することとなりましたが、補償はどうなりますか。

お住まいに残るご家族を補償対象とする場合、契約者を変更していただく必要があります。 転居する方は補償対象とならなくなりますので、ご注意ください。

Q. 引受保険会社のニッセイプラス少額短期保険は、日本生命と関係がある会社ですか。

ニッセイプラス少額短期保険(株)は、日本生命保険(相)の100%子会社です。

お探しのご質問が見つからない場合、お手数ですが以下のURLから、

ニッセイプラス少額短期保険㈱まで直接お問い合わせください。

>> https://fag.nissay-plus.co.jp/hc/ja/requests/new?ticket form id=4411914545177

無料期間の終了時の取扱い

当初 6 か月間の保険料を中国ろうきんにて負担するため、お客様の負担はありません。 7 か月目以降は、希望された方のみ*月額250円の負担でご継続いただけます。 * 無料期間中にニッセイプラス少額短期保険㈱から継続案内のメールが届きます。

入居予定日

1か月目

2か月目

6か月目

7か月日

••••••

当初6か月間の保険料は無料 ※中国ろうきんにて負担 継続を 希望された方のみ ご自身で保険料を負担 (月額250円)

【ご留意事項】当チラシは保険商品の概要を示しております。保険のお支払い対象として弁護士相談等をご利用いただける条件等、詳細は表面二次元 コードから重要事項説明書・約款をご確認ください。

中国ろうきんは、住宅ローン契約の付帯サービスである近隣トラブル弁護士保険のご案内を行うもので、当商品の募集代理は行っておりません。

募集文書番号: NP2024-117 12 月 11 日

引受少額短期保険業者:ニッセイプラス少額短期保険株式会社